

大阪市北区ビル火災を受けた緊急立入検査の結果について

令和4年3月28日

総務省消防庁
国土交通省住宅局

消防本部による緊急立入検査の結果について①

○調査概要

調査対象	消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物※1 (特定一階段等防火対象物)
調査期間	令和3年12月17日から令和4年1月31日
調査項目	避難施設(廊下、階段、避難口)及び防火戸の維持管理状況

※1 次のいずれにも該当するもの

①消防法第8条第1項(防火管理者の選任)の義務があるもの

②消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に存する防火対象物で当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2以上(屋外階段又は避難上有効な構造を有する場合は1)以上設けられていないもの

○結果概要

当該緊急立入検査の結果については、2月28日に報道発表するとともに、各都道府県宛てに事務連絡を発出し、結果を公表(都道府県へは各都道府県下の消防本部別の結果についても送付)

緊急立入検査対象防火対象物数	31,967
緊急立入検査実施数	29,229
緊急立入検査未実施数※2	2,738
実施率	91.4%

※2 未実施の2,738件については、各消防本部における年次計画や歳末期の立入検査により調査期間の前に実施されたもの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け実施を延期したもの等である。

消防本部による緊急立入検査の結果について②

- 避難施設については3,894件（13.3%）で不備※¹があったが、令和4年1月31日時点において2,196件改善済み。
- 防火戸については1,455件（5.0%）で不備※²があったが、令和4年1月31日時点において614件改善済み。

※1 避難施設の不備とは、避難経路となる階段等に避難の支障となるダンボールやロッカー等が置かれている状況をいう。

※2 防火戸の不備とは、防火戸の周囲に閉鎖の支障となるダンボールやロッカー等が置かれている状況をいう。

調査項目	実施数 (A)	不備なし		不備あり		改善済み		是正指導中	
		(B)	(B) / (A)	(C)	(C) / (A)	(D)	(D) / (A)	(E)	(E) / (A)
避難施設	29,229	25,335	86.7%	3,894	13.3%	2,196	7.5%	1,698	5.8%
防火戸	29,229	27,774	95.0%	1,455	5.0%	614	2.1%	841	2.9%

避難施設及び防火戸の不備に対する指導は、警告前の行政指導を中心に行われている。例えば、避難施設については、警告前の行政指導3,803件、警告43件（うち、大阪市37件）、命令49件（うち、東京都22件）の実施がなされており、大規模消防本部において、警告や命令が積極的に実施されていることが分かる。なお、総務省消防庁が示す違反処理標準マニュアルでは、物件存置に対する一次措置として命令を実施することとしているが、大阪市においては独自に違反処理規程を策定し、命令実施前に警告を行うこととしていることから警告件数が多くなっている。

（参考）
緊急立入検査時に併せて消防用設備等について確認したもの（13,979件）については、4,108件の不備※³があった。

調査項目	実施数	不備なし		不備あり※ ⁴	
消防用設備等	13,979	9,871	70.6%	4,108	29.4%

※3 消防用設備等の不備とは、消火器、自動火災報知設備等が設置されていない又は適切に管理されていない状況をいう。

※4 不備ありのものについては、現在、消防本部において是正指導が行われている。

建築部局による緊急立入検査の結果について①

○調査概要

調査対象	消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）のうち、優先的に検査すべきもの※
調査期間	令和3年12月17日から令和4年2月28日
調査項目	竪穴区画、直通階段等の建築基準法令違反及び維持管理状況

※ 優先的に検査すべきもの

- ・ 消防部局による立入検査の結果、避難障害、防火戸の不備、消防用設備等の不備が確認されているもの
- ・ 築年数が古く、2. 検査内容イ) 又はロ) が既存不適格状態と推察される建築物で、消防部局による立入検査の結果等から建築後に増改築や用途変更が実施されている可能性があるものと推察されるもの
- ・ 未是正の建築基準法令違反を覚知しているもの
- ・ 定期報告対象建築物で、定期報告書が提出されていないもの 等

○結果概要

当該緊急立入検査の結果については、3月28日に報道発表するとともに、各都道府県宛てに事務連絡を発出し、結果を公表

緊急立入検査対象件数(A)	13,080
緊急立入検査実施数(B)	10,087
緊急立入検査未実施数(C)※	2,993
実施率(B)/(A)	77.1%

※ 緊急立入検査が未実施の建築物については、地域の新型コロナウイルスの感染状況に応じ実施方法等を十分に配慮しながら、引き続き検査を実施

建築部局による緊急立入検査の結果について②

- 縦穴区画については、建築基準法令違反※¹が確認されたものが784件（7.8%）、不十分な維持管理状態※²が確認されたものが1,201件（11.9%）あり、それらのうち、是正指導を行ったものが1,553件（78.2%）、是正済みのものが230件（11.6%）。
- 直通階段については、建築基準法令違反※³が確認されたものが351件（3.5%）、不十分な維持管理状態※⁴が確認されたものが1,518件（15.0%）あり、それらのうち、是正指導を行ったものが1,276件（68.3%）、是正済みのものが298件（15.9%）。

※1※2 縦穴区画について、建築基準法令違反とは防火区画となる壁や防火戸が無い状況等をいい、不十分な維持管理状態とは防火戸の周囲に閉鎖の支障となるダンボールやロッカー等が置かれている状況や防火区画の壁が破損している状況等をいう。

※3※4 直通階段について、建築基準法令違反とは用途変更に伴い新たに要求される2以上の直通階段を設置していない状況等をいい、不十分な維持管理状態とは直通階段等に避難の支障となるダンボールやロッカー等が置かれている状況等をいう。

	①建築基準法令違反又は②不十分な維持管理状態が確認されたもの※		是正指導を行ったもの		是正済みのもの	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
	(D)	(D)/(B)	(E)	(E)/(D)	(F)	(F)/(D)
縦穴区画	1,985件 (①784件、②1,201件)	19.7% (①7.8%、②11.9%)	1,553件	78.2%	230件	11.6%
直通階段	1,869件 (①351件、②1,518件)	18.8% (①3.5%、②15.0%)	1,276件	68.3%	298件	15.9%

※ 建築基準法令違反又は不十分な維持管理状態が確認されたものについては、引き続き是正指導を実施